

平成十九年十一月九日受領
答弁第一七八号

内閣衆質一六八第一七八号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国船による我が国の領海への侵入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中国船による我が国の領海への侵入に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成十九年十月二十八日夕方に発生した事案（以下「今回の事案」という。）について、政府としては、発生後直ちに情報収集体制を強化するとともに、現場海域において、尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的とした中国人が乗り込んだと疑われる船舶が尖閣諸島に接近しないよう海上保安庁の巡視船等により必要な規制を実施し、これを排除したところである。また、中国政府に対し、外交ルートを通じて、今回の事案の発生が極めて遺憾であり強く抗議する旨申し入れたところである。

二について

御指摘の中国外交部報道官による発言自体は承知しているが、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識しており、同発言は全く受け入れられない。

三について

一について述べたとおり、今回の事案発生時に、既に中国政府に対して今回の事案の発生が極めて遺憾であり強く抗議する旨を申し入れている。その後、御指摘の中国外交部報道官の発言がなされたが、尖閣諸島が我が国固有の領土であり、解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないとの立場にかんがみても、改めて申し入れを行うまでもないと考ええる。

四について

直近十年で、日本船籍以外の船舶が尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として、同諸島の領海に入った事案は、九件十二隻であり、具体的には次のとおりである。平成九年五月二十六日、船舶三隻。平成九年七月一日、船舶一隻。平成十年六月二十四日、船舶一隻。平成十五年六月二十三日、船舶一隻。平成十五年十月九日、船舶一隻。平成十六年一月十五日、船舶二隻。平成十六年三月二十四日、船舶一隻。平成十八年十月二十七日、船舶一隻。平成十九年十月二十八日、船舶一隻。

五について

四について述べた事案について、政府としては、関係省庁において情報収集を行ったほか、尖閣諸島付近海域に配備している巡視船艇等により、尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的とし

て、同諸島の領海に入った船舶を排除するとともに、外交ルート等を通じて抗議を行うなど、関係省庁が連携して対応してきたところである。

六について

尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として同諸島の領海に入る日本船籍以外の船舶に対して、政府としては、同諸島付近海域に常時巡視船を配備し、併せて航空機により随時しよう戒を行い、関係省庁において情報収集を行うとともに、外交ルート等を通じて申し入れを行うなど、関係省庁が連携して対策を講じてきたところである。

七について

今回の事案については、あらかじめ配備していた巡視船等により尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的とした中国人が乗り込んだと疑われる船舶を領海外に退去させるなど厳正に対処したところである。今回の事案が発生したことは極めて遺憾であるが、引き続き関係省庁で連携し、然るべく対応していく所存である。